

公益社団法人 日本サウナ・スパ協会
会長 中野憲一 殿

平成 年 月 日

賛助会員入会申込書

当社は、公益社団法人 日本サウナ・スパ協会の趣旨に賛同し、貴会賛助会員として加盟を申し込むとともに、入会金（5万円）と年会費（月1万円×入会月より年度末迄）を納付することを承諾します。

貴社名：

代表者名：

(〒 -)

所在地：

電 話：

F A X：

担当者名：

取扱業種：

ホームページURL：

推薦協会員名：

会 長	専務理事	事務局長

賛助会員規約

公益社団法人 日本サウナ・スパ協会

〒102-0074東京都千代田区九段南4-8-30アルス市ヶ谷907

電話：03-5275-1541 FAX：03-5275-1543

Eメールjimukyoku@sauna.or.jp

公益社団法人 日本サウナ・スパ協会
賛助会員規約

第1条 本規約は、公益社団法人日本サウナ・スパ協会定款に定める「賛助会員」（以下会員と称す）に関する事項を定める。

第2条 会員は、本協会の趣旨に賛同し協会の諸事業を賛助する法人又は個人とし、つぎの要件を満たすものであること。

- (1) サウナ及びスパに関する正しい知識の普及に寄与する目的を有していること。
- (2) 健全なサウナ及びスパ事業の発展に適切（安全面、衛生面、機能面）な助言ができること。

第3条 会員になろうとするものは、本協会あて所定の入会申込書を提出し理事会の承認を得なければならない。

第4条 会員はつぎの特典を得るものとする。

- (1) 本協会から関連する情報の提供を受けることができる。
- (2) 本協会が開催する行事の案内を受け、参加することができる。
- (3) 本協会が発行する機関紙「SAUNA・SPA」の提供を受けることができる。
- (4) 本協会の賛助会員である旨を表示することができる。

第5条 会員は次ぎの金額を納めなければならない。

- (1) 入会金5万円（入会時）
- (2) 年会費12万円（月額1万円）
- 2 年会費は原則として毎年10月迄に納入するものとする。但し年度の途中で入会する会員は、申し込んだ時点で年度（3月末迄）の残りを納入するものとする。
- 3 いったん納入された入会金、年会費は返還しない。

第6条 会員は本協会会員名簿及びホームページに掲載する。

第7条 会員は次ぎの事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 法人の解散又は事業の解散
- (3) 死亡
- (4) 除名

第8条 会員が退会する場合、本協会あて退会届を提出しなければならない。

第9条 会員がつぎの1つに該当するとき、理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) 年会費を1年以上滞納したとき
- (2) 本協会の会員として義務に違反したとき
- (3) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為があったとき

第10条 本規約の改廃は、理事会の議決を経て会長が行う。

以上